第六章　特定給付金の支給

第二十九条　国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等（当該駐留軍用地跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合（当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して三年を経過した日（以下この項及び第三項において「基準日」という。）の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされた場合に限る。）において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

2　前項の特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とする。

3　第一項の特定給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額とする。

4　前項の規定にかかわらず、一の跡地所有者等について支給する第一項の特定給付金の額は、当該跡地所有者等に係る第二項の政令で定める期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の跡地所有者等について一年間に支給する第一項の特定給付金の額は、千万円を限度とする。

5　共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の跡地所有者等とみなす。

6　前各項に定めるもののほか、第一項の特定給付金の支給の手続その他の必要な事項は、政令で定める。

第七章　雑則

（駐留軍用地跡地利用推進協議会）

第三十条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十条の特命担当大臣、当該特命担当大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3　協議会は、協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

4　協議会において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5　協議会の庶務は、内閣府において処理する。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十三条中「昭和四十三年法律第百号」を削り、同条を第二十三条とする。

第十二条を第二十二条とする。

第十一条第一項中「合同委員会において返還が合意された」を「第十九条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた」に改め、「ときは、」の下に「おおむね」を加え、同条第二項中「県総合整備計画を」を「前項の県総合整備計画（以下単に「県総合整備計画」という。）を」に、「所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）」を「所有者等」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣に報告する」を「公表するよう努める」に、「公表しなければ」を「内閣総理大臣に報告し、かつ、関係市町村の長に通知しなければ」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条第一項中「合同委員会において返還が合意された」を「前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた」に改め、「とき」の下に「（次条第一項の県総合整備計画が定められている場合を除く。）」を加え、同条第二項中「市町村総合整備計画は、次に」を「前項の市町村総合整備計画（以下この条において単に「市町村総合整備計画」という。）は、おおむね次に」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　良好な景観の形成に関する事項

第十条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「沖縄県知事に報告する」を「公表するよう努める」に、「公表しなければ」を「沖縄県知事に報告しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）」を「所有者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、当該土地の周辺の地域における土地利用の状況に配慮するものとする。

第十条を第二十条とし、同条の前に次の一章並びに章名及び一条を加える。

第三章　地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

（特定駐留軍用地の指定）

第十二条　内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であって、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この項において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。第十四条第二項第一号において同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。

2　内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3　沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5　内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定駐留軍用地の区域を変更するものとする。

6　内閣総理大臣は、特定駐留軍用地の全部又は一部の区域がアメリカ合衆国から返還された場合には、直ちに、その指定を解除し、又はその区域を変更するものとする。

7　第二項から第四項までの規定は、第五項の規定による特定駐留軍用地の区域の変更について準用する。

（特定事業の見通し）

第十三条　沖縄県知事又は関係市町村の長は、沖縄県知事にあっては関係市町村の長に、関係市町村の長にあっては沖縄県知事に協議して、特定駐留軍用地について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項各号に掲げる施設又は土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業であって、当該特定駐留軍用地の返還後の跡地においてその実施を予定し、かつ、その実施に必要な当該特定駐留軍用地内の土地の先行取得を早期に行うことがその跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するもの（以下「特定事業」という。）の見通し（以下単に「特定事業の見通し」という。）を定めることができる。